

令和2年9月17日

保護者のみなさまへ

千代田区教育委員会事務局 子ども部
子ども支援課長 新井 玉江

10月以降の新型コロナウイルス感染症対策のための 休園等の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、多大なるご協力をいただき、ありがとうございます。

本区につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化し、社会に重大な影響を及ぼしていることから、3月末まで、登園自粛のご協力をお願いしたところ
です。

登園自粛にご協力いただける方については、お手数をおかけいたしますが、休園する前月の25日までに「新型コロナウイルス感染症対策による休園届」を在籍している園にご提出ください。翌月以降も休園期間が決まっている方についてはまとめた提出も可能です。

休園届の提出があった方については、月極延長保育料を含めた保育料を日割りで減額する対象といたします。私立園の延長保育料や夕食代等の返還方法については園にお問い合わせください。なお、コロナウイルス感染症対策によらないお休みのみの場合は、日割り減額の対象とはならず通常通りひと月分の保育料をいただきますのでご了承ください。

☆育児休業取得中の方について

最大で3月末まで育児休業を延長していただくことが可能です。登園開始後は速やかに復職し、復職証明書を区に提出してください。3月末まで育児休業を取得された方については、4月中の登園開始及び復職となります。

なお、育児休業延長の可否や給付金の手続き等については、ご自身の勤務先やハローワーク等にお問い合わせください。

☆求職要件の方について

求職活動を始めた月から3か月以内に就労（1日4時間以上かつ週3日以上）していただき、就労証明書を区に提出してください。最も遅い求職活動期間で令

和3年1月～3月の3か月間になりますので、3月末までに就労を開始してください。

☆就労や他の要件の方について

在宅勤務などで登園自粛にご協力いただける場合は、休園する曜日や日付を休園届に記載し、園に提出していただくことで、保育料の日割りの対象となります。休園は引き続く期間でも、特定の曜日等でも結構です。ただし、事前に届出のない日の登園自粛、届出した日の登園については日割りの対象とはなりません。

☆長期に登園を自粛される方の、退園の扱いの除外について

3月末までの登園自粛にご協力いただく期間につきましては、「2か月以上登園のない場合は退園とする」という取り扱いの対象から除外します。

なお、今後の社会状況の変化に伴い、区の対応が変更となる場合がございますのでご了承ください。

【問い合わせ】

千代田区教育委員会事務局 子ども部

子ども支援課 入園審査係

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1

TEL：03-5211-4119

FAX：03-3264-3988